業務委託契約書

１．　委託業務の名称　　令和７年度水中撹拌機整備業務委託

２．　契約の履行場所　　クリーンパークさが浸出水処理施設

３．　契　約　期　間　　契約締結日から令和８年３月３１日まで

４．　契　約　金　額　　￥[redacted]－

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥[redacted]－）

５．　契 約 保 証 金　　財団会計規程第５４条第３項第６号により免除

上記業務委託契約について、

一般財団法人佐賀県環境クリーン財団　　理事長　諸岡　泰輔　　を甲とし、

落　　札　　者　　を乙として

次の条項により業務委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書２通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ各自１通を保有する。

令和　７年　１２月　　日

甲　委託者　　住　所　佐賀県唐津市鎮西町菖蒲３７００番地２０

氏　名　一般財団法人佐賀県環境クリーン財団

理事長　　諸 岡　泰 輔　　印

乙　受託者　　住　所　[redacted]

氏　名　[redacted]

印

（総則）

第１条　委託者（以下「甲」という。）及び受託者（以下「乙」という。）は頭書の業務（以下「業務」という。）の委託契約に関し、この契約書に定めるもののほか、別添の仕様書に従いこれを履行しなければならない。

２　前項の仕様書に明記されていない仕様があるときは、甲乙協議して定める。

（権利義務の譲渡等）

第２条　乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し又は承継せしめ若しくは担保に供してはならない。ただし、書面による甲の承諾を得たときは、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第３条　乙は、業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面による甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

（監督員）

第４条　甲は、乙の業務の履行についての指示及び監督にあたる担当職員（以下「監督員」という。）を定めたときは、書面により、その氏名を乙に通知するものとする。監督員を変更したときも同様とする。

（作業管理者）

第５条　乙は、作業員を直接指揮監督する者（以下「作業管理者」という。）を定め、書面によりその氏名役職を甲に通知するものとする。作業管理者を変更したときも同様とする。

（契約内容の変更中止）

第６条　甲は、必要がある場合には、契約の内容を変更し、又は、この契約の全部若しくは一部を一時中止させることができる。

　この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して、書面によりこれを定めるものとする。

（履行の確認）

第７条　乙は、業務が完了したときは、書面により遅滞なく業務履行の確認を甲に求めなければならない。

２　甲は、前項の規定による確認を求められたときは、その日から起算して１０日以内に確認のための検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。

（業務委託料の請求及び支払）

第８条　乙は、前条第２項の検査に合格したときは、業務委託料の支払を甲に請求することができる。

２　甲は前項の規定による適法な支払請求書を受理したときは、その日の翌月末日までに業務委託料を乙に支払わなければならない。

３　甲の責めに帰する事由により第１項にかかわる支払が、前項に規定する支払期限まで

に支払われない場合、乙は、その請求金額につき、遅延日数に応じ年２．５パーセントの割合を乗じて計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

（部分払）

第９条　乙は、契約金額が１００万円以上の場合において、この契約完了前に、業務委託料の一部について、履行した業務に相当する業務委託料の支払を請求することができる。

２　前２条の規定は、前項の請求について準用する。

（甲の解除権）

第１０条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一　この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。

二　第１１条の規定によらないで乙がこの契約の解除を申し出たとき。

三　乙又は乙の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次のイ及びウに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ　暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ　暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

エ　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

２　前項の規定によりこの契約を解除した場合においては、乙は、頭書の業務委託料から第９条に規定する部分払額を控除した額の１０分の１に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に納付しなければならない。

３　前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

４　甲は、第１項の規定によりこの契約を解除したときは、業務の出来高部分を確認のうえ当該検査に合格した部分についての業務委託料に相当する額を乙に支払わなければならない。

（乙の解除権）

第１１条　乙は、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、契約を解除することができる。

一　第６条の規定により、業務の内容を変更した場合において業務委託料が３分の２以

上減少したとき。

二　第６条の規定により、業務を一時中止した場合において、その中止期間が履行期間の１０分の５以上に達したとき。

三　前各号のほか、甲がこの契約に違反し、その違反によって、この契約の目的を完了することが不可能となったとき。

２　乙は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害賠償を甲に請求することができる。

３　甲は、第１項の規定によりこの契約を解除されたときは、業務の出来高部分を確認のうえ当該検査に合格した部分についての業務委託料に相当する額を乙に支払わなければならない。

（損害のために必要を生じた経費の負担）

第１２条　業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）のために必要を生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害のうち甲の責めに帰する理由により生じたものについては、これを甲が負担するものとする。

（賠償金等の徴収）

第１３条　乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から業務委託料支払の日まで年２．５パーセントの割合で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき業務委託料から相殺し、なお不足を生ずるときは、さらに追徴することができる。

２　前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき年２．５パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収することができる。

（臨機の措置）

第１４条　乙は、災害防止等のため特に必要と認められるときは臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ、甲の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

２　前項の場合において、乙は、そのとった措置について遅滞なく甲に報告しなければならない。

３　甲は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

４　乙が第１項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が業務委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、甲がこれを負担する。

（契約保証金等の還付）

第１５条　甲は、第７条第２項の検査に合格した場合又は第１１条の規定によりこの契約を解除された場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われて

いるときは、遅滞なく返還しなければならない。この場合において、利息は付さないものとする。

（秘密の保持）

第１６条　乙は、この契約を履行中知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（契約外の事項）

第１７条　この契約に定めのない事項又はこの契約履行につき疑義を生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。